

令和8年度 香港における奈良県産柿およびイチゴプロモーション業務
業務説明書

1 業務概要

(1) 業務名

令和8年度 香港における奈良県産柿およびイチゴプロモーション業務

(2) 適用範囲

本業務説明書は、奈良県が委託業者に委託して実施する令和8年度 香港における奈良県産柿およびイチゴプロモーション業務（以下「本業務」という。）について必要事項を示したものである。

(3) 業務の目的

香港への農林水産物・食品の輸出額について、日本は中国について第2位であり、日本にとって最大の農林水産物・食品輸出市場の1つである。

本県においても、香港に向けて柿およびイチゴが輸出されており、重要な貿易相手先の1つである。

そこで、香港の消費者に対し、奈良県産の柿およびイチゴの認知度向上ならびに輸出促進を目的として、小売店等においてPR販売を実施するとともに、飲食店においてこれらを活用したメニューのフェアを開催する。

(4) 委託上限金額

7,810,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 履行期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

(6) 業務内容

<1> 小売店・飲食店における奈良県産農産物フェアの実施

香港で多くの市民に親しまれている高級小売店および飲食店において、奈良県産農産物をPRするフェアイベントを実施する。

① 品 目：柿およびイチゴ

柿の品種は問わない。イチゴの品種は古都華を使用すること。

② 時 期

・柿

令和8年9月～令和9年1月 小売店：7営業日以上
飲食店：10営業日以上

・イチゴ

令和8年12月～令和9年2月 小売店：7営業日以上
飲食店：10営業日以上

③ 内 容

○小売店

(ア) フェア実施店舗の調整

・各品目において、フェアを実施する小売店2店舗以上を提案し、事前に県の下承を得ること。なお、同一系列の複数店舗でも可とする。

・フェアを円滑に実施できるよう事前調整を行うこと。

(イ) 販売促進のための販売員の手配

- ・フェア実施期間中、販売促進のための販売員を手配すること。
- ・奈良県産の柿およびイチゴを宣伝し、購入を勧めることができるよう、販売員に対し事前レクチャーを行うこと。
- (ウ) 試食サンプルおよび販売用柿およびイチゴの手配
 - ・試食として提供する柿およびイチゴと販売用の柿およびイチゴを手配すること。
 - ・販売用の柿およびイチゴの仕入れにかかる商流は、フェア終了後も継続販売につながるように配慮すること。
 - ・販売用の柿およびイチゴの商品代は事業費に含めない。
- (エ) 広告物等を使用したプロモーション
 - ・販促強化を目的として宣伝用POP等の広告物作成、掲出等により効果的なプロモーションを実施する。

○飲食店

- (ア) フェア実施店舗の調整
 - ・各品目において、フェアを実施する飲食店2店舗以上を提案し、事前に県の下承を得ること。ただし、同一系列の複数店舗で実施した場合でも1店舗として扱う。
 - ・飲食店を運営する事業者に対し、柿およびイチゴを紹介し、メニューへの利用を提案する。
- (イ) 奈良県産の柿およびイチゴを活用したメニュー（以下、奈良県産メニューという。）の開発支援
 - ・奈良県産メニューを提供する飲食事業者と奈良県柿およびイチゴを取り扱う卸業者等をマッチングするなど、奈良県柿およびイチゴの円滑な仕入れを支援する。なお、仕入れの支援については、フェア終了後も継続取引に繋がるように配慮すること。
 - ・奈良県産メニュー開発時、飲食事業者に農産物等のサンプルを提供する場合、そのサンプルの調達にかかる費用は事業費に含めることができる。
- (ウ) 広告物等を使用したプロモーション
 - ・奈良県産メニューの提供にあたり、販促強化を目的として広告物等を作成し、効果的なプロモーションを実施する。

④ 広 報

ソーシャルネットワークサービス（SNS）やインターネット広告等を使用し、フェアの開催を広く周知し、誘客促進を図る。

<2>その他

- ・ 県が現地視察を要請した場合は実施店舗との調整を行い、アテンドする。
- ・ 毎月1回程度の打合わせを実施し、進捗状況を報告すること。

2 その他留意事項

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 契約に当たっては、原則として県が示す業務委託契約書案を使用する。
- (3) 提案書に虚偽の記載をした場合は、当該業務の提案書を無効とする。
- (4) 提案書提出期限後における記載内容の変更や追加は、認めない。
- (5) 提出された提案書は特定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出された提案書およびその複製は、提案書の特定以外に無断で使用しない。
- (7) 提案書提出後であっても、随意契約の相手方として特定されるまでは、辞退することができない。また、辞退したことを理由として以後の特定等に不利益な取り扱いを受けるものではない。

- (8) 提出された書類は返却しない。
- (9) この公募型プロポーザルへの参加に係る経費は、参加者の負担とする。
- (10) 本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を率的に行ううえで必要であると認めるときは、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。
- (11) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱いは、次のとおりとする。
 - ①構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
 - ②本業務に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、そのすべてが奈良県に帰属するものとする。
- (12) 本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注することとする。
 - ①奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、別記「公契約条例に関する遵守事項」を遵守すること。
 - ②その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例、奈良県会計規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うこと。

別記

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。